

相続手続きについて④

相続が発生すると手続きをしなくてはなりません。今回は、この相続手続き④として「遺産分割」を説明します。

今まで、「相続人の確定」「相続分の確定」「相続財産の範囲」の話をして来ました。遺産分割は以上を踏まえて、誰に・どの財産を・どれだけ分けるかです。

●遺言書の確認

まず、遺言書があるか否かの確認です。遺言書に書かれた内容は、財産を残す遺言者が自分の意思を書面にしたものです。そのため、法律で定めた相続人や相続分に従って分ける法定相続より優先します。

遺言書は書き方に一定のルールがあります。遺言書には、公証人が関わる公正証書遺言と、遺言者が全文自筆で書く自筆証書遺言があります。前者は紛失や偽造・変造の心配がなく、家庭裁判所での検認が不要です。但し、証人が2名以上必要で、公証人への手数料が発生します。

一方、自筆証書遺言は全文自筆しなくてはならず、作成年月日、フルネームでの署名・押印の他、訂正方法にも決まりがあります。自筆遺言の場合は、見つけたら速やかに家庭裁判所に検認の手続きを受けます。この手続きを経ないと財産の名義変更に出障が出ます(やり方は、裁判所に連絡すれば教えてくれます)。検認手続きに2ヶ月程度掛かりますので、遺言書が見つからなかったりすると相続手続きが遅れることもあります。相続税が発生する方は、相続から10ヶ月以内の納税ですので、遺産分割の手続きもスムーズに進めることが無駄な税金を払わなくするために必要です。紛失、偽造などの可能性を無くし、また、スムーズな相続手続きの為には公正証書をお勧めします。



相続の事前相談・問題整理・手続き代行

株式会社 **伸 寛** (しんかん)

所 在： 海老名市柏ヶ谷1043番
代 表： 萩 原 和 雄
電 話： 046-292-7550
FAX： 046-292-7560



伸寛だより

●遺言書がない場合 ⇒ 遺産分割協議書を作成

遺言書がない場合は、相続人全員の合意で遺産分割協議書を作成します。相続財産の名義変更は、遺言書があれば遺言書により変更が出来ますが、ない場合は改めて分割協議書を作成し、それをもとに変更の手続きを行います。

分割協議書には、相続人全員の署名と実印(印鑑証明書付き)が必要ですが、もし相続人に未成年者や認知症などで意思表示が出来ない人がいる場合は、特別代理人や成年後見人の選任が必要になります。

●遺産分割協議の手順

- ①まず相続財産の全体を掴みます。自宅不動産や預金、駐車場、株・投資信託などの金融商品、保険、自動車等、一方マイナスの財産であるローン、未払いの債務(固定資産税、病院代など)も相続財産になります。
- ②次に誰が、どの財産を取得するかを相続人で協議して決めます。決め方としては、現物分割、換価分割、代償分割と共有分割があります。⇒これらについては次回の「伸寛だより」で説明します。
- ③分割協議が纏まったら文書にします。これが遺産分割協議書です。自宅などの不動産は、登記簿通りに不動産を特定できる情報を記載します。銀行口座は銀行名、支店名、口座番号まで明記します。(通常、残高は記しません)。
- ④最後に、協議書を相続人の人数分作成し、実印押印します。(手続きには印鑑証明書を添付します)

●遺産分割協議が纏まらない場合

分割の仕方に一人でも納得せず、協議書が完成しない場合、家庭裁判所に申し立てて、調停の場で纏めることとなります。申立人と相手方が出頭し、調停委員と裁判官が双方から意見を聞き、解決に向けた話し合いが行われます。

相続研修会 開催予定

- 「生前相続のすすめ」「心の相続対策」近日にご案内致します。
 - 場所 伸寛事務所(相鉄線かしわ台駅 西口1分 時間貸しあり)
- ☎046-292-7550 fax046-292-7560